

サービックと「自宅待機」などについて団体交渉を開催！

8月4日、サービックと発第13号、第14号、第15号、第16号に基づく団体交渉を開催しました。サービックの回答は、不誠実、ごまかし、勝手解釈なものでした。

回答は「不誠実」「ごまかし」「勝手解釈」なものに終始する！

※休業である自宅待機に業務指示が出せないにもかかわらず、業務指示で課題提出を強要したことの事実を認め、すべての社員に謝罪すること。

【回答】自宅待機は労務提供の義務が残存している。また課題の提出を強要した事実はない。したがって謝罪するつもりはない。

※萩原組合員と柿本組合員に対する課題未提出を理由とした自宅待機外しの事実を認め、二人に謝罪すること。

【回答】課題の提出を行っていない社員に対して同様の取扱いを行っている。謝罪するつもりはない。

※休業である自宅待機に業務指示は出せない。業務指示を出している根拠を明らかにすること。

【回答】コロナ禍における休業としての自宅待機である以上、休暇とは別物であることは自明であり、自宅待機は労務提供の義務が残存している。よって「常に連絡を取れる状態にすること」「生活の維持を目的とした外出を除いて自宅で待機すること」「空いた時間等を活用して課題を作成すること」などの指示を行っている。

※休業である自宅待機に出勤と課題提出の業務指示を出している。出勤と課題提出の業務指示を撤回し、自宅での拘束と課題提出の強要はやめること。

【回答】あらかじめ「自宅待機」を指示していた日または時間において、社員に対して臨時に出勤を命じることはある。また「自宅待機」の時間等を活用して短時間で処理できる課題を課せており、今後も実施していく考えに変わりはない。

※第一事業所において実施される教育は中止して自宅待機とすること。

【回答】業務運営上必要な教育を適時適切に実施していく。

※各事業所において検温を実施すること。

【回答】検温については新大阪第二事業所と京都事業所で実施している。

※定期健康診断を労働時間とすること。

【回答】自己の時間で受検することを基本としている。